研究施設等廃棄物処分収入	△ 964,941			
廃棄物処理処分負担金収益	△ 3,667,191,630			
ＢＡ分担金収益	△ 14,108,260			
寄附金収益	△ 67,298,586			
資産見返寄附金戻入	△ 436,255,406			
資産見返ＢＡ分担金戻入	△ 797,202			
財務収益	△ 594,613,354			
雑益	△ 1,193,956,454	△ 22,673,308,347		
業務費用合計				160,894,866,097
Ⅱ損益外減価償却相当額				18,006,763,193
Ⅲ損益外減損損失相当額				5,952,736,121
Ⅳ損益外利息費用相当額			△	8,451,885
Ⅴ損益外除売却差額相当額				748,786,756
Ⅵ引当外賞与見積額				45,235,668
Ⅶ引当外退職給付増加見積額				12,269,123,311
Ⅷ機会費用				
国又は地方公共団体財産の無償または減額された使用料による貸借取引の機会費用	883,899,878			
政府出資等の機会費用	0			883,899,878
Ⅸ（控除）法人税等及び国庫納付額			△	85,659,592
Ⅹ行政サービス実施コスト				198,707,299,547

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
構築物	７～60年
機械・装置	４～17年
工具・器具・備品	２～20年

なお、装荷核燃料については、燃焼度合による減損を計上しております。

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（２～５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額については、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計算した額を計上しております。

⑵　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

また、厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額のうち、退職一時金制度に係る増加見積額については、事業年度末に在籍する役職員について当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前事業年度末退職給付見積相当額を控除して計算した額を計上しており、厚生年金基金制度に係る年金債務については、年金債務に係る当事業年度末の退職給付見積額から、前事業年度末の退職給付見積額を控除して計算した額を計上しております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　未成受託研究支出金

個別法による低価法を採用しております。

⑵　貯蔵品

個別法による低価法を採用しております。

⑶　核物質

移動平均法による低価法を採用しております。

ただし、再処理燃料、照射用核物質等で個別に取得価格が特定できる核物質等については、個別法による低価法を採用しております。

６．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

７．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。